

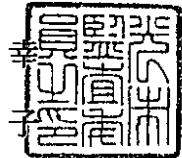


光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

平成29年6月30日

光市監査委員 松 本 利 幸
同 林 節 子



光 総 第 1 1 7 号

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

光市監査委員 松 本 利 幸 様

光市監査委員 林 節 子 様

光市長 市 川 熙



平成 2 8 年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

平成 2 9 年 5 月 1 7 日付け光監委第 1 4 号で報告のありました標記のことにつ
きまして、別紙のとおり通知します。



平成28年度定期監査に基づく是正、改善等の報告について

平成29年度から次のような改善等を実施します

1 国民健康保険税について

国民健康保険税の賦課に関しては、長が賦課決定したことを明確に示したものが見受けられなかった。このことは、2年前の定期監査で「市税の賦課徴収について」を行った際に、「賦課行為が長の決定がないままに行われていたということで、適正な課税事務が行われていなかったと言わざるを得ない。今後は、法令等に則った手続のもと、適正な課税事務の執行が行われることを強く要望する。」と指摘したにもかかわらず、国民健康保険税については未だ賦課事務の改善がなされていないと言わざるを得ない。

早急に事務改善を図り、法令等に則った手続のもと、適正な課税事務の執行が行われることを強く要望する。

賦課決定に係る事務決裁規程の固有専決事項を見直し、課税事務の適正化を図りました。

2 介護保険料について

介護保険料の賦課に関しては、介護保険法により市の事務とされていることから、賦課決定権は市長にある。また、事務決裁規定上、決裁委任がされていないことから、賦課決定については市長が決定すべきものであるところ、市長が決定したことを明確に示したものが見受けられなかった。このことは、保険料についても、国民健康保険税の賦課同様、賦課行為が長の決定がないままに行われていたということであり、適正な保険料を課す事務が行われていなかったといえる。

今後は、早急な事務改善を図り、法令等に則った手続のもと、適正な課税事務の執行が行われることを強く要望する。

賦課決定の決裁をとるよう改めるとともに、市税等の業務を参考に、事務決裁規程を見直します。